



労安法施行令及び労安規則の一部を改正する政省令について

厚生労働省は、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成 27 年 8 月 12 日政令第 294 号)」及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 27 年 9 月 17 日厚生労働省令第 141 号)」の公布を行い、平成 27 年 11 月 1 日から施行、適用されます。

また、上記を受け、平成 27 年 9 月 30 日付けで、労働安全衛生法に基づく「作業環境測定基準」、「作業環境評価基準」及び関連告示の改正が行われました。

改正された内容は、以下の通りです。

- 対象物質の追加(作業環境測定は平成 28 年 11 月 1 日から義務化)

ナフタレン

管理濃度 : 10ppm

リフラクトリーセラミックファイバー

管理濃度 : 5 μ m 以上の繊維として 0.3 本/cm³

- 管理濃度の変更(平成 28 年 10 月 1 日から適用)

テトラクロロエチレン

管理濃度 : 25ppm(改正前 50ppm)

その他に、局所排気装置の性能要件、稼働要件の設定(平成 27 年 11 月 1 日から適用)等が必要となります。

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 厚生労働省ホームページ

衛生検査箇所 山田悠貴

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定申請について](#)

RoHS 指令の適用除外用途の見直しに関する意見募集および新たなプロジェクトの始動

欧州委員会からの委託を受け、Oeko-Instytut は、8 月 21 日に RoHS 指令(2011/65/EU) 附属書 III の追加・更新・取消し申請の評価に関し、蛍光灯中の水銀、高融点はんだ中の鉛など 29 種の適用除外用途に対する意見募集が行われました(プロジェクト(Pack9))。

今回対象となった適用除外用途製品は、RoHS 指令附属書 III 収載の 2016 年 7 月 21 日に有効期限を迎える適用除外用途で更新申請が提出されているものです。

Pack 9 はステークホルダーミーティングを経て、2016 年 3 月に最終報告が公表される予定となっています。

さらに Oeko-Instytut は、9 月 23 日に、2014 年 4 月の最終報告書で附属書 III の 39 項を見直し、有効期限を 2017 年 7 月 1 日まで延期することが提言されていたプロジェクト(Pack 4)の委員会指令に対する欧州議会の見直し要求に関して、新たなプロジェクトを始動しました(プロジェクト(Pack 10))。

本プロジェクトの意見募集は 2015 年 10 月に開始され、2016 年 4 月に最終報告書が公表される予定です。

開始されるプロジェクトは以下のとおりです。(RoHS 指令 2011/65/EU 附属書 III の適用除外用途の見直し要求)

- No.2013-2: 固体照明またはディスプレイシステムで使用する色変換 II-VI LED 中のカドミウム(光放出面積 1 ミリ平方当たり 10 μ g 未満)

- No.2013-5: ディスプレイ装置で使用される照明制御材料中のカドミウム

当社では、製品分析に加えて、排水、下水、環境水、産業廃棄物等の様々な種類の分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 10 月 8 日付

応用生態学研究所ニュースリリース

平成 27 年 10 月 10 日付 J-NET21

製品分析箇所 竹下尚長



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました!

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

お問合せはこちら

